

「高知県人権教育推進プラン」に関わる各課事業の令和4年度(12月末)進捗状況

資料5

【各課事業の分類表】

取組項目	事業No.	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	OR4変更	OR4新増
1 就学前教育の取組	1-(1) 保育・教育内容の充実	1 園内研修支援事業	幼保	○	○	○	1	5		
		2 園評価支援事業	幼保	○						
		3 基本研修	幼保・教セ	○	○	○	1	5		
		4 保幼小連携・接続推進支援事業	幼保	○						○
	1-(2) 保育士・幼稚園教員・保育教諭等研修の充実	5 親育ち支援保育者スキルアップ事業	幼保	○	○					
		6 多機能型保育支援事業	幼保	○						
		7 保育サービス促進事業(家庭支援推進保育士の配置)	幼保	○	○					
		8 特別支援保育・教育推進事業(親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)	幼保	○						
		再 基本研修								
		再 園内研修支援事業								
		再 園評価支援事業								
		再 基本研修								
1-(3) 親育ち・子育て支援の充実	9 親育ち支援啓発事業	幼保	○	○	○	1	6			
	10 基本的な生活習慣向上事業	幼保	○							
	11 家庭教育支援基盤形成事業	生涯	○							
	12 スクールソーシャルワーカー活用事業(就学前)	幼保	○							
2 小学校以降の学校教育の取組	2-(1) 学校教育活動全体を通じた人権教育の推進	再 保育サービス促進事業(家庭支援推進保育士の配置)								
		13-1 人権教育推進事業(人権教育研究指定校事業)	人権	○	○	○	1	7		
		14 高知夢いっばいプロジェクト推進事業	人権	○		○				
		15 道徳教育協働推進プラン	小中	○	○	○	1	8		
		16 キャリア教育強化プラン	小中・高等	○						
		17 ソーシャルスキルアップ事業	高等	○	○	○	1	8		
		18 キャリアアップ事業	高等	○						
		19 特別支援教育セミナー	教セ	○	○	○	1	9		
		20 いじめ防止対策等総合推進事業	人権	○	○	○	1	10		
		21 がん教育総合支援事業	保体	○	○	○				○
		22 いのちの教育プロジェクト	保体	○	○	○	1	11		○
		23 文化部活動指導員・支援員の活用	小中・高等	○		○				
		24 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業	人権	○			1	11		
		25 心の教育センター相談支援事業	心セ	○			1	12		
		26 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのアセスメント方向上研修	人権・心セ	○						
		27 校内支援会サポート事業	人権・心セ	○			1	13		
		51 不登校担当教員配置校サポート事業	人権	○		○	1	13		
		2-(2) 教育内容の創造	13-2 人権教育推進事業(人権教育主任連絡協議会)	人権	○	○	○	1	14	
	28 防災教育推進事業		学安	○	○		1	15		
	29 キャリア教育・就労支援推進事業		特支	○			1	15		
	30 生徒の社会的自立・社会参画のための支援の充実(地域協働学習、主権者教育・消費者教育等)		高等	○						○
	再 高知夢いっばいプロジェクト推進事業									
	再 キャリアアップ事業									
	2-(3) 教職員研修の充実	13-3 人権教育推進事業(人権学習学校支援事業)	人権	○	○	○	1	16		
		31 管理職等育成プログラム	教セ	○	○	○	1	16		
		32 若年教員育成プログラム	教セ	○	○	○	1	17		
		33 中堅教諭等資質向上研修	教セ	○	○	○	1	17		
	2-(4) 組織的・継続的な取組とその点検・評価	34 生徒指導主事会(担当者会)	人権	○		○	1	18		
		35 地域学校協働活動推進事業	生涯	○	○					
		36 コミュニティ・スクール推進事業	小中	○						
再 不登校担当教員配置校サポート事業										
再 管理職等育成プログラム										
再 人権教育推進事業										
再 若年教員育成プログラム										
再 いじめ防止対策等総合推進事業										

取組項目		事業 No.	事業名称	担当課	環境 文)	人権 学習)	人権 啓蒙)	抽出 事業	掲載 回数	Q4実績	Q4新規
3	3-(1) 家庭教育における人権教育・啓蒙の推進	13-4	人権教育推進事業(PTA人権教育研修への支援)	人権	○	○	○	1	19		
		38	PTA活動振興事業	生涯	○	○	○				
		39	自然体験型学習事業	生涯	○						
		再	親育ち支援啓蒙事業								
		再	親育ち支援保育者スキルアップ事業								
		再	家庭教育支援基盤形成事業								
	3-(2) ライフステージに応じた学習機会の提供・充実	13-5	人権教育推進事業(高知県市町村人権教育・啓蒙担当者連絡協議会)	人権	○	○	○	1	20		
		40	社会教育振興事業	生涯	○	○					
		41	青少年教育施設振興事業	生涯	○						
		42	若者の学びなおしと自立支援事業	生涯	○			1	21		
		43	中学校夜間学級教育活動充実推進事業	高等・小中	○						
		44	定時制教育の充実	高等	○						
	3-(3) 指導者等の養成	13-6	人権教育推進事業(社会教育主事等研修)	人権	○	○	○	1	22		
		再	社会教育振興事業								
	3-(4) 人権学習プログラムの開発、教材の整備	45	生涯学習活性化推進事業	生涯	○						
		再	人権教育推進事業								
		再	社会教育振興事業								
		再	自然体験活動の推進								
		再	青少年教育施設振興事業								
4 就学前教育、学校教育、社会教育の連携・協働	46	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯	○	○						
	47	学習支援員事業	高等	○							
	48	学力向上推進事業	高等	○							
	49	小、中学校における切れ目のない支援体制の構築推進	特支	○		○					
	50	高等学校における特別支援教育の推進	特支	○		○	1	23			
	再	保育の質を促進事業(家庭支援推進保育士の配置)									
	再	特別支援保育・教育推進事業(親育ち型特別支援保育士育成プログラムの配置)									
	再	地域学校協働活動推進事業									
	再	コミュニティ・スクール推進事業									
	再	多機能型保育支援事業									
	再	スキルアップ・スキルアップ活用事業(就学前)									
	再	人権教育推進事業									
	5 関係機関・NPO等との連携	再	保幼小連携(継続)推進支援事業								○
再		食育推進支援事業									
再		心の教育センター相談支援事業									
再		人権教育推進事業									

【担当課別事業一覧】

事業No.	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R4変更	②R4新規
1	園内研修支援事業	幼保	○	○	○	1	5		
2	園評価支援事業	幼保	○						
4	保幼小連携・接続推進支援事業	幼保	○					○	
5	親育ち支援保育者スキルアップ事業	幼保	○	○					
6	多機能型保育支援事業	幼保	○						
7	保育サービス促進事業(家庭支援推進保育士の配置)	幼保	○	○					
8	特別支援保育・教育推進事業(親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)	幼保	○						
9	親育ち支援啓発事業	幼保	○	○	○	1	6		
10	基本的な生活習慣向上事業	幼保	○						
12	スクールソーシャルワーカー活用事業(就学前)	幼保	○						

2

事業No.	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R4変更	②R4新規
3	基本研修	幼保・教セ	○	○	○	1	5		

1

事業No.	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R4変更	②R4新規
11	家庭教育支援基盤形成事業	生涯	○						
35	地域学校協働活動推進事業	生涯	○	○					
38	PTA活動振興事業	生涯	○	○	○				
39	自然体験型学習事業	生涯	○						
40	社会教育振興事業	生涯	○	○					
41	青少年教育施設振興事業	生涯	○						
42	若者の学びなおしと自立支援事業	生涯	○			1	21		
45	生涯学習活性化推進事業	生涯	○						
46	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯	○	○					

1

事業No.	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R4変更	②R4新規
13-1	人権教育推進事業(人権教育研究指定校事業)	人権	○	○	○	1	7		
13-2	人権教育推進事業(人権教育主任連絡協議会等)	人権	○	○	○	1	14		
13-3	人権教育推進事業(人権学習学校支援事業)	人権	○	○	○	1	16		
13-4	人権教育推進事業(PTA人権教育研修への支援)	人権	○	○	○	1	19		
13-5	人権教育推進事業(高知県市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会)	人権	○	○	○	1	20		
13-6	人権教育推進事業(社会教育主事等研修)	人権	○	○	○	1	22		
14	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業	人権	○		○				
20	いじめ防止対策等総合推進事業	人権	○	○	○	1	10		
24	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業	人権	○			1	11		
34	生徒指導主事会(担当者会)	人権	○		○	1	18		
51	不登校担当教員配置校サポート事業	人権	○		○	1	13		

10

事業No.	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R4変更	②R4新規
26	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのアセスメント力向上研修	人権・心セ	○						
27	校内支援会サポート事業	人権・心セ	○			1	13		

1

事業No.	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R4変更	②R4新規
15	道徳教育協働推進プラン	小中	○	○	○	1	8		
36	コミュニティ・スクール推進事業	小中	○						

1

事業No.	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R4変更	②R4新規
17	ソーシャルスキルアップ事業	高等	○	○	○	1	8		
18	キャリアアップ事業	高等	○						
30	生徒の社会的自立・社会参画のための支援の充実(地域協働学習、主催者教育・消費者教育等)	高等	○					○	
44	定時制教育の充実	高等	○						
47	学習支援員事業	高等	○						
48	学力向上推進事業	高等	○						

1

事業No.	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R4変更	②R4新規
16	キャリア教育強化プラン	小中・高等	○						
23	文化部活動指導員・支援員の活用	小中・高等	○		○				
43	中学校夜間学級教育活動充実推進事業	高等・小中	○						

0

事業No.	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R4変更	②R4新規
19	特別支援教育セミナー	教セ	○	○	○	1	9		
31	管理職等育成プログラム	教セ	○	○	○	1	16		
32	若年教員育成プログラム	教セ	○	○	○	1	17		
33	中堅教諭等資質向上研修	教セ	○	○	○	1	17		

4

事業No.	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R4変更	②R4新規
21	がん教育総合支援事業	保体	○	○	○				○
22	いのちの教育プロジェクト	保体	○	○	○	1	11		○

1

事業No.	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R4変更	②R4新規
25	心の教育センター相談支援事業	心セ	○			1	12		

1

事業No.	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R4変更	②R4新規
28	防災教育推進事業	学安		○		1	15		

1

事業No.	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R4変更	②R4新規
29	キャリア教育・就労支援推進事業	特支	○			1	15		
49	小、中学校における切れ目のない支援体制の構築推進	特支	○		○				
50	高等学校における特別支援教育の推進	特支	○		○	1	23		

2

「高知県人権教育推進プラン」に関わる各課事業(抽出)の令和4年度進捗状況(事業別進捗シート)

1 就学前教育の取組

令和4年度12月末現在

教育・保育内容の充実

【取組の指針】
一人一人の子どもの特性や育ちに応じた支援を行い、子ども自身が大切にされていると感じられるようなかわりを積み重ねるなかで、自尊感情を高め、豊かな人権感覚の芽生えを育むなどの保育・教育の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和5年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
1	<p>園内研修支援事業 (幼保支援課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 実践や学習を通して、保育者が自らの人権意識を見つめ直し、より豊かな人権感覚を身に付けるため</p>	<p>◇保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえ、保育者に求められる資質や保育所・幼稚園等で実践すべき具体的な指導方法、保護者支援・地域の子育ての在り方等を示した「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」について、園内研修支援等の場において活用方法の周知・徹底を図り、保育所・幼稚園等において保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った教育・保育が実践されるようにする。</p> <p>◆園内研修支援(キャリアアップ研修を含む) ・幼保支援アドバイザー等派遣:147回</p> <p>◆ブロック別研修支援 (県内13ブロックで研修を実施) ・幼保支援アドバイザー等派遣:110回</p>	<p>○ブロック別研修支援や園内研修支援により、各園の研修テーマや課題に応じた支援を行うことにより、保育者の保育の質の向上につながっている。</p> <p>○ブロック別研修には、地教委を通して小学校側にも参加を呼びかけ、参加が実現されている。また協議へも参加することで遊びの中の学びについて考える機会となり、保幼小連携・接続の充実に繋がっている。</p> <p>○ブロック別研修会を進めていく中で、学んだことを生かす保育者の姿が見られたり、子供の姿を語る保育者が増えたと園長から聞いたり、継続支援の成果が現れている。</p> <p>●園内研修の場において、保育所保育指針等の活用は広がってはきたが、日頃からの保育計画作成や振り返りに向けた活用はまだ十分でない。</p>	令和5年度の取組	<p>ガイドライン等に基づく質の高い教育・保育を目指した保育実践が広がっている。</p> <p>・ガイドライン等を活用し、保育の見直し・改善を行った園の割合 80%以上 (R3:73.7%)</p>
3	<p>基本研修 (幼保・教セ)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 新採から管理職まで体系的に学ぶことができる基本研修に位置付けることで、研修内容の積み重ねを図る。</p>	<p>◇子どもの人権に関わる観点における保育士等の力量を高める研修の実施。</p> <p>①「高知県教育・保育の質向上ガイドライン【改訂版】」の活用</p> <p>②「スマイル(令和3年度改訂版)」の活用</p> <p>◆主任保育士・幼稚園教頭等研修ステージⅠ-Ⅰ ・実施日:6月13日</p> <p>◆新規採用保育者研修Ⅲ・保育者基礎研修Ⅰ期-Ⅲ ・実施日:8月31日</p> <p>◆所長・園長研修ステージⅠ-Ⅲ ・実施日:11月18日</p>	<p>○研修後評価 理解度:3.9、満足度:3.8、新たな気付き:3.9 園・所は勤務体制や職員構成が複雑であるため、組織として取り組むことの必要性や、日頃の保育そのものが人権教育であるとともに、保護者や同僚の人権にも配慮していかなくてはならないことも学んだようである。グループ協議により、他園の取組を聞いたことが大変有効であったようである。</p> <p>●本研修は集合研修で実施しているが、演習の時間が十分確保できなかったため、演習の時間を増やし、より実践に取り入れやすいものにしていく。 ※研修成果アンケートは最終の研修が終了してから実施するため、現時点では未実施である。</p>	令和5年度の取組	<p>・研修後アンケートにおける評価(理解度・満足度・新たな気付き)すべての項目が3.2以上</p> <p>・研修内容を実践に生かしているかを問う、研修成果アンケートでの評価が各キャリアステージにおいて3.2以上 (4件法)</p>

親育ち・子育て支援の充実

【取組の指針】

子どものよりよい育ちのために、保護者の子育て力の向上を図るための支援や研修の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和5年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
9	<p>親育ち支援啓発事業 (幼保支援課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 実践や学習を通して、保育者や保護者が自らの人権意識を見つめ直し、より豊かな人権感覚を身に付けるため</p>	<p>◇保育者が、保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、組織的・計画的に支援を行うことができるよう、保護者の子育て力向上のための研修や市町村単位の合同研修、園内での保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させる。</p> <p>◆保育者研修の実施(園内研修支援) ・親育ち支援アドバイザー等派遣:41回</p> <p>◆保護者研修の実施(園のニーズや課題に応じた講話やワークショップの実施) ・親育ち支援アドバイザー等派遣:51回</p> <p>◆各園における親育ち支援担当者の配置率:100%</p> <p>◆親育ち支援研修計画の作成率:69.8%</p>	<p>○各園の実態に応じた研修内容を園の担当者と相談しながら、各園のニーズに応じた研修を実施できた。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、各園が保護者研修、保育者研修を計画し、概ね実施できていた。</p> <p>○5歳児保護者用リーフレットを就学予定の児童がいる全小学校に配付した。5歳児保護者がほぼ参加する就学時健診等での活用により、就学前に大事にしたい子どもとの関わり方、学校生活の円滑な接続等への理解を促すことができた。</p> <p>●親育ち支援担当者の配置は100%となったが、役割を十分に理解し、研修計画に基づいた研修の実施や園内の親育ち支援の充実に向けた取り組み方法についての理解は、まだ十分とはいえない。</p> <p>●親育ち支援年間研修計画を作成し、計画的に研修を実施する園は増加しているが、研修のねらいを明確にした研修計画の作成はまだ十分とはいえない。</p>		<p>管理職のリーダーシップのもと、チームとして親育ち支援に取り組んでいる。</p> <p>・各園における親育ち支援担当者の配置率 100% (R3:100%)</p> <p>・親育ち支援研修計画の作成率 100% (R3:56.1%)</p>

2 小学校以降の学校教育の取組

令和4年度12月末現在

学校教育活動全体を通じた人権教育の推進

【取組の指針】

教育活動全体を通じて、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりと自尊感情を育むための取組の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和5年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
13-1	<p>人権教育推進事業 ・人権教育研究指定校事業 (人権教育・児童生徒課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 人権教育に関する指導方法等の改善及び人権学習の充実、人権が尊重された学校づくりについての組織的な取組の推進を図るため。</p>	<p>◇人権意識を培うための学校教育の在り方について、教育委員会等との連携・協力の下で幅広い観点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に資する。</p> <p>◆指定校3校(2年間指定)の支援 ・総合的な学習の時間における探究的な人権学習プログラムの作成・実践(2校) ・学校の特色を生かした教育活動全体を通じた人権教育についての研究・実践(1校) ・指定校の校内推進委員会や校内研修、公開授業研究等に定期的に訪問するとともに、アンケートを活用し、研究推進の支援を行った。</p> <p>◆合同推進会議(5/10、8/3) ・研究指定校の実践発表や、「力のある学校と学級集団づくり」に関する講演、取組の改善に関する協議を行い、研究のさらなる充実と普及を図った。 対象：研究指定校3校の管理職・人権教育主任、その他参加希望者(12名)</p> <p>◆指定校研究発表会(11/18) ・1小学校で研究発表会を実施。研究授業の実施と研究報告、アドバイザーによる講演を実施(参加者53名)</p>	<p>○各校にアドバイザーを招聘し、校内研修や、授業研究において助言をいただくことで、研究の充実を図ることができている。(環境・学習・感覚)</p> <p>○人権教育主任連絡協議会において、研究指定校の令和3年度の取組を報告し、県内に普及を図ることができた。</p> <p>○合同推進会議において、各校の研究や取組についての成果と課題を基に協議を行うことにより、指定校の取組の充実と県内への普及を図ることができた。</p> <p>●指定校においては研究を通して、教職員の人権意識や授業実践に変容が見られる。今後、児童生徒の人権意識の変容に繋げるため、研究の充実に向けて計画的な支援を行う必要がある。</p> <p>●研究指定校の支援の充実に向けて、市町村教育委員会及び教育事務所等、関係機関との連携を十分に図る必要がある。</p> <p>○研究発表会において、研究指定校(1小学校)の総合的な学習の時間における人権学習の取組についての普及を図ることができた。</p>	令和5年度の取組	<p>①人権教育に関する指導方法等の改善及び組織的な取組により、教科等における人権学習や人権が尊重された学校づくりの取組が推進されている。</p> <p>②児童生徒の自尊感情、自己肯定感、人権意識の高まりが見られる。</p>

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和5年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
15	道徳教育協働推進プラン (小中学校課) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てる。	◇学習指導要領の趣旨を踏まえ、道徳推進リーダーの活用や大学との連携を通して、教員の指導力を向上させ、質の高い「考え、議論する道徳」の授業が展開されるようにするとともに、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育が推進されるようにすることで、児童生徒の道徳性の向上を図る。 ◆「特別の教科 道徳」授業づくり講座 ・指定校5校を拠点校とし、道徳科の時間を軸とした組織的な授業改革の推進 ・「正直・誠実」「生命の尊さ」の教材を扱った講座の実施(341名参加:9月末) ◆道徳教育パワーアップ研究協議会 ・地域ぐるみの道徳教育の推進をテーマにした協議 ・I…8月開催(東・中・西:地区別開催:278名) ・II…10月開催(50名) ◆「家庭で取り組む 高知の道徳」活用促進 ・小学1年生への配付(4月) ◆指導事務担当者会で、各市町村の道徳教育の取組について進捗確認(6・7月) ◆PTA研修会での「地域ぐるみの道徳教育」についての周知(5~7月)	○小・中学校とも、授業づくり講座などにおいて、「生命の尊さ」などの指導過程を発信するなど、道徳教育の要である道徳科の授業の充実を図っていったことで、自尊感情等に高まりが見られた。また、中学校では、いじめを許さない思いに高まりが見られた。(感覚) (R4年度全国学力・学習状況調査:道徳性が向上した項目) 「自分には、よいところがある」 (前回比 小学校+0.9 中学校+2.1) 「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」 (前回比 小学校-0.2 中学校+0.3) ○「地域ぐるみの道徳教育」の在り方についての理解が得られ、実践に生かすための、学校・家庭・地域が連携しての取組について周知を図ることができた。(環境・学習) (道徳教育パワーアップ研究協議会 II アンケートより) 「『地域ぐるみの道徳教育』の在り方について理解することができたか」 (できた83% どちらかといえばできた17%) 「これからの実践に活かすための情報を得ることができたか」 (できた89% どちらかといえばできた11%) ●小・中学校ともに、道徳性に低下が見られた。体験的な活動や様々な人とコミュニケーションをとる機会が、コロナ禍による感染防止のために、減少・制約されたことにより、自分のよさを自覚したり認められたりする機会が少なくなったことによる影響が考えられる。(感覚) (R4年度全国学力・学習状況調査:道徳性が低下した項目) 「将来の夢や目標を持っている」 (前回比 小学校-2.9 中学校-1.6) 「人が困っているときは、進んで助けている」 (前回比 小学校-0.7 中学校-0.8) 「人の役に立つ人間になりたいと思う」 (前回比 小学校-0.9 中学校-0.5)	令和5年度の取組	全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙において、道徳教育(「自分にはよいところがある」「将来の夢や目標を持っている」「人が困っているときは、進んで助けている」「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」「人の役に立つ人間になりたいと思う」など)に関する項目の肯定的な回答が前年度を上回る。
17	ソーシャルスキルアップ事業 (高等学校課) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 生徒の自尊感情、他者理解、人間関係調整力の向上を目指す	◇社会で人と人との関わりながら生きていくために欠かせないスキルを生徒に身につけさせるため、各学校において、より良い対人関係を構築し集団活動を円滑に行うことを目指した活動や教員と生徒とのコミュニケーションツールとなり得る学習記録ノートを活用した取組など、個々に応じたきめ細やかな組織的な指導の充実を図る。 ◆仲間づくりのための体験活動の実施 「仲間づくり活動」等の体験活動の実施:18校 入学直後に対人関係等で悩む生徒が多い状況を改善するため、各学校において、新入生を対象とした仲間づくりのための体験活動を実施した。 ◆学習記録ノート(キャリアノート)の活用 学習記録ノートを活用し、生徒の自己管理能力やキャリアプランニング能力を高めることに取り組んでいる。教職員による生徒理解の促進に活用する学校もある。 ◆キャリア・パスポート活用推進中高連絡協議会の開催 中・高のキャリア教育担当者が一堂に会し、「キャリア・パスポート」の効果的な活用に関する協議とともに、キャリア・カウンセリングに係る講演の聴講や演習を行った。	○新型コロナウイルス感染症の感染防止に注意しながら、各校で仲間づくりのための体験活動を実施することができた。 ●新型コロナウイルス感染症の影響により体験活動の縮小を余儀なくされている学校に対して、生徒がより良い人間関係を構築し、集団活動を円滑に行うことができるよう支援する必要がある。 ○学習記録ノートの有効活用により、生徒の振り返りによる自己理解のみならず、教員と生徒が常時関わりをもつことができることから、生徒の姿容に気づき、早期対応ができたケースもあるなど、双方向でやりとりを行うことで生徒理解が促進されている。 ●生徒が学習の見通しを立てたり、将来の生き方を考えたりするために、「学習記録ノート」に、「キャリア・パスポート」を組み合わせたより効果的な活用方法について検討する必要がある。 県オリジナルアンケート集計結果(R4第1回) 「クラスでは安心して過ごすことができる」肯定的な回答 1年生:88.9% 2年生:83.7% 3年生:91.1%	令和5年度の取組	全ての県立学校において、より良い対人関係の構築や円滑な集団行動、コミュニケーション能力の育成を目指した効果的な指導・支援が行われている。 県オリジナルアンケート集計結果 「クラスでは安心して過ごすことができる」肯定的な回答:95%以上

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和5年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
19	特別支援教育セミナー (教育センター) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 障害特性等を理解して、指導・支援を行うためには、環境、人権学習の充実、人権感覚の育成すべてに関わって考えると考えられるため	◇インクルーシブ教育システムの構築を目指して、発達障害等のある幼児児童生徒に対し、障害特性等を理解して指導・支援ができるよう、教職員の専門性の向上を図る。 ◆特別支援教育セミナーⅠ 「検査結果から見える子どもへの指導・支援」 ・実施日：7月21日 ・受講者：111名(集合研修48名/ライブ配信研修63名) ◆特別支援教育セミナーⅡ 「明日からの学びへ導く学級経営」 ・実施日：8月22日 ・受講者：78名(集合研修38名/ライブ配信研修40名) ◆特別支援教育セミナーⅢ 「プログラミング教育にチャレンジ！」 「みんなと一緒に学ぶインクルーシブ」 ・実施日：8月23日 ・受講者：89名(集合研修34名/ライブ配信研修55名)	○特別支援教育セミナーⅠ～Ⅲ受講者アンケート 「所属校で具体的な支援に生かすことができる」全体平均3.5(4件法)であり、研修のねらいをほぼ達成できたと考えられる。 ●プログラミング教育に関しては、今後学校内での活用を促す研修内容への改善が課題である。	・特別支援教育セミナーⅠ～Ⅲの実施を予定。	・研修事後の追跡調査 「研修内容を実践に生かすことができた」に係る項目7割以上

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和5年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
20	<p>いじめ防止対策総合推進事業 (人権教育・児童生徒課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 いじめ防止に向けた県民総ぐるみの取組を推進するため。</p>	<p>◇『高知家』いじめ予防等プログラム』及び追補版の活用 ◆『高知家』いじめ予防等プログラム』及び追補版を活用した取組を進めるため、市町村教育長会、校長会を訪問し、プログラムの活用について依頼(33市町村及び県立学校校長会にて周知済み)</p> <p>◇校内研修の充実への支援 ◆生徒指導上の諸課題に対応した校内研修資料集を教職員ポータルサイト「高知家まなびばこ」へ掲載し、全小中高・特別支援学校に活用について依頼(7月)</p> <p>◇スクールロイヤー活用事業 ◆学校における法的相談への対応 ◆法令に基づく対応の徹底 ◆校内研修の講師派遣・校内支援会等への参加 ・学校からの要請に応じてスクールロイヤーを学校等に派遣(12月末 相談8件、研修4件、授業3件)</p> <p>◇高知県いじめ問題対策連絡協議会及び高知県いじめ問題調査委員会の開催 ◆いじめ問題対策連絡協議会 ・高知県いじめ防止基本方針に基づく取組と関係機関等との連携について(第1回 7月25日実施) ◆いじめ問題調査委員会 ・委員交替、いじめ問題の現状と課題について(第1回、9月12日実施)</p>	<p>○校内研修資料集を教職員ポータルサイト「高知家まなびばこ」に掲載し、学校におけるいじめ、児童虐待、不登校、人権課題等に関する校内研修の充実を図った。</p> <p>○スクールロイヤー活用の充実を図るため、本年度8月に実施要領を改定。この改定により、いじめ以外の内容であっても研修や授業等にスクールロイヤーの派遣が可能となった。</p> <p>○高知県いじめ問題対策連絡協議会において、各関係機関・団体との連携によるいじめ防止等の取組についてや、SNS等、インターネット上でのいじめの事案や相談が増加傾向にあることを踏まえ、ネットいじめに焦点を置いた協議を行うことができた。</p> <p>●いじめ防止等の取組の充実を図るためにも、第1回の協議内容を各関係機関・団体の取組に反映させる必要がある。</p> <p>○調査委員会委員の交替を踏まえ、調査事案は未発生だが、第1回調査委員会を実施し、いじめ問題の現状と課題について協議を行うことができた。</p>		<p>○各学校において、教職員が保護者や地域とともに独自のいじめ防止等の取組を行い、PDCAサイクルにより検証、改善が進められている。</p> <p>・学校が『高知家』いじめ予防等プログラム』及び追補版を活用した研修等を、教職員、保護者、地域の方々に対して実施した割合：教職員 100%、保護者・地域 80%以上 ・「学校いじめ防止基本方針」をPDCAサイクルで検証し改善した学校の割合：小学校 100%、中学校 100%、高等学校 100%</p>

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和5年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
22	<p>いのちの教育プロジェクト(保健体育課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 発達段階に応じた性に関する指導を充実させることにより、自分を、他人を、命を大切にできる児童生徒の育成を目指す</p>	<p>◇「性に関する指導の手引き」(令和4年5月高知県教育委員会)及び「指導用教材」の周知と活用及び外部講師派遣により各発達段階における性に関する指導の充実を図る。</p> <p>◆性に関する指導の手引きの配付と活用についての周知 ・保健体育科教諭及び養護教諭に冊子を配付(5月末) ・健康教育推進研修会(保健主事研修会)及び学校保健推進研修会(養護教諭研修会)(7月4日)</p> <p>◆外部講師派遣事業の実施 ・派遣校の募集と決定(4~5月、7月) ・講師派遣(6~2月、46校(58回))</p> <p>◆性教育推進校(県立3校)による取組 ・手引きを活用した教諭による性に関する指導の実施 ・外部講師と連携した性に関する講演会の実施(6月22日、7月8日、11月24日)</p> <p>◆高知県性教育推進協議会の開催(8月8日) ・外部講師派遣に関する協議</p>	<p>○外部講師による指導を受けた児童生徒の感想からは、自分や他人の命の大切さを感じたり、自分も相手も大切にできる人との関わり方について考えたりできている様子がみられた。教諭等も今後の指導の参考とすることができた。</p> <p>○県内全ての公立学校保健主事及び養護教諭を対象とした研修会において、学校における性に関する指導の重要性や具体的な取り組み方について研修を深められた。</p> <p>●性に関する指導の手引き及び教材の活用の推進</p> <p>●継続的な性に関する指導の実施</p>	令和5年度の取組	<p>○性に関する正しい知識を身につけ、自分を思いやり尊重できる児童生徒、適切な意志決定や行動選択ができる児童生徒を育成する。</p> <p>・性に関する指導年間計画作成率 60.0%(令和2年度:56.6%)</p>
24	<p>スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業(人権教育・児童生徒課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実() ・人権感覚の育成()</p> <p>○位置付けの理由 いじめや暴力行為などの未然防止・いじめ、不登校の問題を解消するための取組・課題解決のための関係機関との連携 他。</p>	<p>◇児童生徒の生徒指導上の諸課題の改善のために、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー(SC)や社会福祉等の専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置して、相談支援体制の充実を図る。</p> <p>◆SC及びSSWの配置 ・全ての公立学校へのSC及びSSWの配置 ・アウトリーチ型SCの配置:11市 ・配置人数 SC:88人 SSW:74人</p> <p>◆支援力の向上や効果的な活用 ・事業説明会の実施(全市町村・学校組合担当者・全県立学校担当者)(4月) ・SCを対象とする研修 新規採用研修(4、8月) SC等研修講座(6、7、10、11、12月) ・SSWを対象とする研修 初任者研修(6月) SSW研修講座(7月) SSW連絡協議会(10月) ・相談支援体制の充実(チーム学校)に向けた連絡協議会(8月)</p>	<p>○SC及びSSWの配置 おおむね計画どおりに配置ができた。</p> <p>●各学校、SC・SSWの支援力向上の充実が必要である。</p> <p>●校内支援会でのSC、SSWの活用状況を把握する必要がある。</p>	令和5年度の取組	<p>○児童生徒や保護者に対する支援の充実や児童生徒への的確な見立てが進み、教職員の不安や悩みが解消されて、生徒指導上の諸課題等の未然防止や改善につながっている。</p> <p>・90日以上欠席している不登校児童生徒がSCやSSW、関係機関等で支援や相談を受けている割合 小学校100%、中学校100%、高等学校100%</p> <p>・SCやSSWを活用した校内支援会を年10回以上実施している学校の割合 小学校90%以上、中学校95%以上、高等学校100%</p>

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和5年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
25	<p>心の教育センター相談支援事業 (心の教育センター)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実() ・人権感覚の育成()</p> <p>○位置付けの理由 子どもや保護者が安心して学び、生活できる環境の充実に目指す。</p>	<p>◇高度な専門性を有するスクールカウンセラー(SC)及びスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置し、不登校やいじめなど、子どもの教育に関する悩みや、発達上の課題、行動上の課題等、教育課題に関する相談を一元的に受理し、学校や関係機関との連携の基で、課題の解決まで寄り添う「ワンストップ&トータルな支援体制」を構築する。 【心の教育センター相談活動の実施】※11月末実績</p> <p>◆相談への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来所・出張相談 受理:239件、延べ:903件 ・電話相談 463件 ・Eメール相談 60件 ・こうち高校生LINE相談 第1期:73件 第2期:28件 ◆土曜・日曜開所、東部・西部開室 ・土日開所:45日、延べ件数:163件 ・東部・西部開室:40日、延べ件数29件 ◆広報用チラシの配布 ・県内児童生徒、教育委員会等:78,000枚 <p>【教育支援センターの相談支援体制の強化】</p> <p>◆教育支援センター支援訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問支援:24カ所(24カ所中) ・支援会、ケース検討会の実施率:100% <p>◆教育支援センター連絡協議会(Web開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回:5/11、47機関、91名参加 <p>◆教育支援センターブロック別研修会(4ブロック開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Aブロック 10/12:東部9市町村 ・Bブロック 10/26:東部2市、中部7市町村、高知市 ・Cブロック 10/24:中部10市町村・学校組合 ・Dブロック 10/27:西部6市町村 <p>◆教育相談関係機関連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回:7/14、6機関参加(全9機関) 	<p>○本年度も継続して、第1・第3土曜日、第5を除く日曜日を開所するとともに、東部相談室(毎週木曜)、西部相談室(毎週火曜)の開室を継続し、利用者にとっての利便性の向上に努めている。</p> <p>○広報活動については、チラシの配布に加え、情報提供できる場や機会を積極的に模索し、教育相談についての啓発や、来所相談以外の取組等についても周知を進めることができつつある。</p> <p>○関係機関と情報共有を積極的に行うことで、SNSの活用等、連携を生かした広報を実施できた事業もある。</p> <p>○Eメール相談や電話相談、こうち高校生LINE相談では、児童虐待が疑われるケース、いじめの疑いがあるケースなどについて、人権教育・児童生徒課や児童相談所と連携を図りながら、見守りや対応を行うことができた。</p> <p>○学校支援の現状や課題について教育事務所長会で確認し、心の教育センターが実施する学校支援の方法を再提案することができた。</p> <p>○教育支援センター訪問を通して地域の実態に応じた取組について情報を得ることができた。ブロック別研修会の機会を活用し、実践発表の場を設けることで、県内の支援センターで実践を共有し、つながりを作ることができた。</p> <p>●コロナ禍の影響による研修会等の規模縮小や開催方法の変更に伴い、広報活動の機会減少が懸念されるため、さらに積極的に広報できる機会や方法を今後も模索する必要がある。</p> <p>●よりよい支援方法等について、教職員から相談を受けたり、校内研修の依頼をうけたりすることも増えており、個別支援と併せて組織的な支援の在り方や、学級経営、授業づくり等についてもさらにセンター職員の見聞を深める必要がある。</p> <p>●LINE相談について、友だち登録数は増加したが、相談件数が減少している。相談窓口の一つとして、継続的な広報が必要である。</p>	令和5年度の取組	<p>目指すべき姿(到達目標)</p> <p>◆心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、不登校やいじめなど子どもを取り巻く教育課題の改善につながっている。</p> <p>・広報活動の充実を図ることで、相談件数の増加を目指す。</p> <p>・土曜日・日曜日開所における相談対応件数:1日あたり4件 ※土日はSC1名体制</p> <p>・教育支援センターでの支援会、ケース検討会等の実施率:95%(R3:95.7%)</p>

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和5年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
27	<p>校内支援会サポート事業 (心の教育センター)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実() ・人権感覚の育成()</p> <p>○位置付けの理由 子どもや保護者が安心して学び、生活できる環境の充実を目指す。</p>	<p>◇生徒指導上の諸課題の早期解決を図るために、各学校において定期的に実施している校内支援会が、支援を必要とする児童生徒に対して組織的かつ計画的な支援が充実するよう、心の教育センター指導主事及びSCによる訪問を通して支援を行う。</p> <p>【重点支援校への訪問支援】 ◆重点支援校の指定 ・6校(5小学校、1中学校)を指定 土居小、後免野田小、高石小、具同小、潮江小、窪川中 ◆指導主事及びSCによる支援訪問 ・訪問回数:20回/24回中 ・ケース数:53件 ・見立てに基づいた支援の割合:84.9%</p>	<p>○訪問について心の教育センター内で指導主事等とSCによるミーティングを定期的に実施することにより、目的や支援の方向性を確認しながら学校支援を行うことができた。</p> <p>○訪問時における指導主事とSCの役割を明確にすることで、個別支援、集団指導や組織的な支援体制について、具体的な助言や支援策の検討を進めることができていく。</p> <p>○年度当初の訪問計画に加えた訪問要請があった指定校もあり、信頼関係を構築しながら学校支援を進めることができていくと考える。</p> <p>○見立てに基づいた手立ての実行が進んできている。</p> <p>○担当が継続してかかわる事を通して、学校と信頼関係を構築し、各校において実態に応じた支援会の在り方の模索ができていく。</p> <p>●指定校によって支援ニーズが異なるため、事業目標との折り合いをつけながら支援を進めていく必要がある。定期訪問前の打合せを、推進リーダーや特支コーディネーター等と行い、学校が見通しをもって校内支援会を運営できるようにしていくようにする。</p> <p>●初任者など若年教員への支援を要する学校が増えており、UDの授業づくりや安全安心な居場所づくり等についても、推進リーダーを中心に学校が主体的に取り組めるようにしていく必要がある。</p> <p>●心せの訪問では、全職員に周知できる機会がないため、個別支援から集団指導へ手立てを生かすことや、UDの授業づくりなど、全教職員による取組が中々進展しない傾向が見られる。</p>	令和5年度の取組	<p>◆校内支援会において、SC等からの助言を取り入れた見立てに基づいた支援方法が検討、実行されている。</p> <p>・重点支援校における支援会において、SC等の見立てに基づいた支援の方向性が検討された割合 79.5% (R3年度 82.2%)</p>
51	<p>不登校担当教員配置校サポート事業 (人権教育・児童生徒課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実() ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 不登校に対する未然防止・初期対応・自立支援を組織的に推進することで、全ての児童生徒に対する教育機会を保障するため。</p>	<p>◇不登校の出現率が高い学校に不登校担当教員を配置し、児童生徒の不登校の要因や状況に応じたきめ細かく柔軟な支援が行われるよう、指導主事等で構成する「不登校対策チーム」が各学校を訪問し、不登校担当教員が中心となった校内支援会をはじめとする組織的な支援体制の強化や不登校の未然防止・早期対応の取組の充実を図る。</p> <p>◆不登校担当教員(者)の配置と役割の周知 ・不登校担当教員の配置:20校(4月) ・配置校と所管の教育委員会への訪問(4、5月)</p> <p>◆「不登校対策チーム」による支援 ・「不登校対策チーム」の訪問(随時)</p> <p>◆不登校対応に関する研修の充実 ・第1回不登校担当教員スキルアップ研修(6月) ・校内研修資料(不登校の予防・対応のために)を学習支援プラットフォームに掲載(6月)</p>	<p>○配置校20校へ訪問し、担当教員の役割、各校の不登校の発生状況に応じた取組計画を確認することができた。</p> <p>○訪問で得られた各配置校の取組状況をもとに、スキルアップ研修にて各学校の課題を踏まえた研修内容を実施することができた。</p> <p>●新規不登校(傾向)発生率が高い学校が見られる。</p> <p>●各学校の取組が推進されるよう自校の成果と課題を正確に把握できるようにする必要がある。</p> <p>●取組状況に課題のある学校、取組の推進に向けて支援要請がある学校への支援訪問を実施し、適切な助言を行う必要がある。</p> <p>●校内支援会で協議された支援策の実施や検証改善の仕方に問題がある学校では、自立支援が十分に届いていない。</p>	令和5年度の取組	<p>○全ての小・中学校において、不登校担当教員(者)が位置づけられ、未然防止と早期対応も含めた校内支援体制が構築されるとともに、不登校担当教員配置校においては、支援体制の強化や不登校等の未然防止・早期対応が組織的に推進され、新たな不登校が生じにくい学校となっている。</p> <p>・不登校担当教員の配置校の中で、不登校児童生徒の新規出現率が前年より減少した学校の割合:70%</p>

教育内容の創造

【取組の指針】

人権尊重の理念や県民に身近な11の人権課題にかかる教育内容、子どもが自らの進路を切り拓くための教育の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和5年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
13-2	<p>人権教育推進事業 ・人権教育主任連絡協議会等 (人権教育・児童生徒課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 人権教育に関する指導方法等の改善及び人権学習の充実、人権が尊重された学校づくりについての組織的な取組の推進を図るため。</p>	<p>◇児童生徒の人権意識を向上するために、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、教育活動全体を通じた人権教育を推進する。 (内容) ・学校教育指導資料「Let's feelじんけん」を活用し、児童生徒の育てたい資質・能力(3側面)や、教科等における人権学習等についての確認 ・PDCAサイクルを用いた校内の取組等についての協議、個別の人権課題についての研修等を行い、人権教育主任の知的理解や人権教育の取組の推進を図る。</p> <p>◆人権教育主任連絡協議会(5月、6月) ・小・中・高・特支の校種合同で、県内5地区に分かれて実施した。人権教育主任の経験年数を考慮した研修や研究指定校の実践報告を基に、校種別に協議を行い、各校における組織的・計画的な人権教育の推進と人権教育主任の役割について理解を図った。</p> <p>◆人権教育主任研修(11月～R5年1月) ・小・中学校及び高等学校・特別支援学校の人権教育主任(人権教育担当者)を対象に、次年度の人権教育主任の取組につなげるためのマネジメント研修と共に、「北朝鮮当局による拉致問題等」について理解を深めるためのオンデマンド研修を実施した(11月30日～1月10日)。</p>	<p>○人権教育主任連絡協議会のアンケートの結果から、自身の役割を理解し、組織的な取組の推進を図ろうとする人権教育主任の意識や姿勢を読み取ることができている。</p> <p>○校内研修事例として「同和問題」のミニ研修を行った。改めて理解を深める機会となったという感想が多くあり、今後も人権教育主任の知的理解を深める研修を計画的に実施していく。</p> <p>●人権教育主任連絡協議会は新型コロナウイルス感染症の影響で、2年ぶりの集合研修となった。感染予防や移動時間等の削減のため、全校種合同で地区別で実施した。所管説明や協議の効果を考慮し、校種の分け方や研修形態等を検討し内容の充実を図る必要がある。</p> <p>○人権教育主任研修では、オンデマンド研修を実施し、人権教育主任の知的理解の充実を図った。</p>		<p>①個別の人権課題に関する校内研修及び授業研究を、年間計画に位置付け、実施している学校の割合 小:70%以上、中:80%以上、高:75%以上</p> <p>②人権教育全体計画・年間指導計画に沿って人権学習が、組織的に取り組まれ、児童生徒の人権意識が向上している。</p>

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和5年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
28	防災教育推進事業 (学校安全対策課)	◇安全教育研修会の開催や高知県学校安全総合支援事業(災害安全)のモデル地域及び拠点校の取組の普及等を通して、子どもたちに安全に関する資質・能力を身に付けさせる防災教育を推進する。 ◇「高知県高校生津波サミット」の取組を通して、県内高校生の主体的な防災活動を支援し、高校生防災リーダーの育成を図る。	○安全教育研修会の内容を踏まえ、自他の生命尊重や地域防災への貢献に関する資質・能力を育成する安全教育が展開できるよう、全ての公立学校で「安全教育全体計画」「学校安全計画」の見直しを図ることができた。 ○高知県学校安全総合支援事業(災害安全)の拠点校において、自他の生命尊重や地域防災に貢献する資質・能力を育成する防災教育の指導実践を進め、その成果を研究発表会で発信することができた。 ○「高知県高校生津波サミット」の取組においては、第1・2回学習会、被災地訪問、世界津波の日2022高校生サミットin新潟では、実践校の高校生が、自らの自らの命を守ることの大切さ、互いに助け合うことの重要性を学び、地域防災に貢献しようとする共助の精神を意識づけすることができた。 ・県版サミットでは、県内39校生徒91名、教職員46名、関係者6名、合計143名が参加し、東日本大震災で被災された方の講演や、自主防災組織の方の話を聞き、グループワークやフィールドワークを実施することにより、地域での防災の取組(自主防災組織の取組)の重要性の共有や今後の防災活動に取り組む意欲を喚起することができた。	令和5年度の取組	各学校が作成している安全教育全体計画の学年別重点目標【災害安全】(児童生徒が自らの命を守るために必要な資質・能力の育成)を達成できた公立学校の割合 80%
	【人権教育上の3観点】 ・環境づくり() ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成() ○位置付けの理由 子どもたちが自他の生命尊重を基盤として、安全に関する資質・能力を身に付けさせる防災教育を推進することが重要であるため。	◆「安全教育研修会」(学校悉皆) ・オンデマンド研修(7/20~8/31)の実施 ・「安全教育全体計画」「学校安全計画」の改善、提出(10/31) ◆高知県学校安全総合支援事業(災害安全) ・モデル地域・拠点校(3市町村4拠点校)における取組の実施(5月~) ・研究発表会の実施(11月~12月) ・成果発表会の開催(R5.2月) ◆「高知県高校生津波サミット」 ・第1回学習会の実施(6月) ・第2回学習会の実施(8月) ・被災地訪問(8月) ・「『世界津波の日』2022高校生サミットin新潟」への参加(10月) ・県版サミットの開催(11月)			
29	キャリア教育・就労支援推進事業 (特別支援教育課)	◇「特別支援学校就職サポート隊こうち」登録企業の増加へ向けた制度の周知及び、登録企業の訪問を実施するなどし、職場見学や技能検定への協力等を促進する。 ◇技能検定を継続して実施し、企業見学会等で障害者の理解啓発を推進する。幅多大会(7月実施 29名)、高知大会(8月実施 100名) ◇企業の専門家等をキャリア教育スーパーバイザーとして各特別支援学校に派遣し、就労等に向けた教育課程及び指導の充実・改善に向けた助言。 ◇就職アドバイザー2名を雇用し、一般企業等を訪問、現場実習先や就労先の拡大に向けて、各特別支援学校の取組を支援。 ◆県立知的障害特別支援学校就職率(A型事業所を含めた一般就労)[令和3年度末卒業生]:35.6% ◆国公立特別支援学校就職希望者の就職率:100%(R3.4月)	○就職アドバイザーと連携し、「特別支援学校就職サポート隊こうち」登録企業94社。 ●障害者への理解啓発、児童生徒の就労に関する意識の向上等を推進するため、「特別支援学校就職サポート隊こうち」新規登録企業の開拓及び企業や事業者とのさらなる連携が必要。	令和5年度の取組	○特別支援学校児童生徒の一人一人の実態や進路希望に応じたキャリア教育や進路指導が実施されている。 ・県立知的特別支援学校就職率(A型事業所を含めた一般就労):全国平均以上 ・公立特別支援学校就職希望者の就職率:100%

2 小学校以降の学校教育の取組

令和4年度12月末現在

教職員研修の充実

【取組の指針】

人権尊重の理念や県民に身近な11の人権課題についての教職員の認識を深めるとともに、自己の人権感覚や指導力を高めるための研修の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和5年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
13-3	<p>人権教育推進事業 ・人権学習学校支援事業 (人権教育・児童生徒課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 人権教育に関する指導方法等の改善及び人権学習の充実、人権が尊重された学校づくりについての組織的な取組の推進を図るため。</p>	<p>◇各学校が行う校内研修や、市町村教育委員会が主催する集合研修において、指導主事を派遣し、個別の人権課題等の講習を実施する。また、研究授業や教材開発の指導支援を行う。</p> <p>◆講師派遣 ・研修への講師派遣について、市町村教育委員会や県立学校への通知と希望受付(～5月) ・研修への講師派遣(小8、中5、高3、特3、小中2、市町村研修会1、計22件実施)(12月末現在)</p> <p>◆いじめ、虐待、不登校、ネット問題に関する校内研修用データを「高知家まなびばこ」に掲載し、活用を促した。</p>	<p>○個別の人権課題についての校内研修を実施することにより、教員の知的理解を図っている。</p> <p>●新型コロナウイルス感染症の拡大によりオンラインや中止となった場合に研修内容を補う方策を考えておく必要がある。</p> <p>●研修において、人権教育指導資料[実践・指導事例集]の周知を行い、人権学習の教材づくりや授業研究等につなげ、人権学習の充実を図る必要がある。</p>	令和5年度の取組	<p>①県民に身近な人権課題等に関する校内研修を実施することにより、教職員の認識が深まり、人権学習の系統的な取組が年間指導計画に位置づけられている。</p> <p>②校内研修の内容を生かし、個別の人権課題に関する授業研究や教材開発の充実が図られている。</p>
31	<p>管理職等育成プログラム (教育センター)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 自校の人権教育推進上の課題を把握し、自校の教育活動に生かす。</p>	<p>◇人権尊重の社会実現のための学校教育の役割を再確認するとともに、管理職として自校の人権教育推進上の課題の改善に向けて、マネジメント力や人権感覚の向上を図る。</p> <p>◆新任用教頭研修5 【ライブ配信研修予定】 「人権が大切にされる学校づくりに向けて」 「各年代のヤングケアラーに学校ができること」 ・実施日：10月3日 ・受講者：新任用教頭32名 任用2年次主幹教諭7名 【オンデマンド研修予定】 「不登校への総合的な対応」 「生徒指導提要等」 ・配信予定期間：12月中旬～2月下旬</p>	<p>○人権が大切にされる学校づくりに向けて、教頭自らが人権意識を高めるとともに、人権教育を推進するにあたって、自校のどの部分に、どのような手を打つべきか、考える機会となった。特に児童生徒の人権感覚を高めるために、まずは教職員の人権感覚を育成しようとする意欲が見られた。 受講後アンケート「職務を遂行するうえで役立つ内容であった」の評価平均は3.7であり、十分満足できる結果であった。</p>	令和5年度の取組	<p>・管理職として、自己の人権感覚や指導力が高まり、子どもを取り巻く様々な課題に対して組織的かつ計画的に取り組む姿勢をもつ。 ・年度末評価アンケート「研修の影響度及び活用度」の評価平均(4件法)3.3以上(R3:影響度3.4、活用度3.2)</p>

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和5年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
32	若年教員育成プログラム (教育センター) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 教員として必要な人権感 覚を身に付けるとともに、 子どもが自らや他者を大 切にし、認め合える学級経 営の実現を目指す。	◇人権が尊重された学級経営や生徒指導、学 習指導の充実を図るため、不登校問題を軸に据 えた人権教育の基本を学ぶ研修を実施し、若年 教員の基礎的・基本的な人権感覚を養う。 ◆初任者研修 「人権教育」 ・実施日：7月～9月(オンデマンド研修にて実 施中) ・受講者：178名 「不登校と生徒指導」 ・実施日：11月10日(集合研修にて実施予定) ・受講者：181名(予定)	・児童生徒との関わり方を理解し、愛情をもって 公平かつ受容的に関わるができる。 ・児童生徒の人権を尊重し、児童生徒間のコミュ ニケーションを促進することができる。 ○受講者アンケート「人権感覚の向上や人権教 育の推進につながる内容でしたか」による評価 平均(4件法) ・3.6(3以上の肯定的評価99%) ○受講者アンケート「人権感覚が高まり、今後の 教育活動にいかせる内容でしたか」による評価 平均(4件法) ・3.8(3以上の肯定的評価100%)	令和5年度の取組	・子どもと積極的かつ共感的に コミュニケーションを図ることが できるとともに、子どもの自己肯 定感を高め、相互に認め合い高 め合える集団づくりに取り組んで いる。 ・3年経験者自己評価票(学級・ HR経営力①②)学校長評価平 均値3.0以上
33	中堅教諭等資質向上研修 (教育センター) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 人権教育推進につな がる資質や人権感覚の向上 を目指す。	◇人権尊重の理念に根ざし、配慮を要する児童 生徒理解を図るとともに、学級・ホームルーム経 営の充実につながる講義・演習を実施すること で、中堅期の教員として求められる人権感覚の 向上を目指す。 ◆共通課題研修Ⅱ 「学級・ホームルーム経営」 ・実施日：6月10日実施 ・受講者：106名 ◆選択研修 ・人権教育・学級経営・特別支援教育等に関す る知識理解を深めるとともに、9年間の教育実践 を振り返り明らかになった自己課題等について 主体的に研修を行う。 ・「人権教育セミナー」「人権教育実践スキル アップ講座」等を受講者に推奨	○受講者アンケート「人権感覚の向上や人権教 育の推進につながる内容でしたか」による評価 平均(4件法) ・3.5(共通課題研修：3以上の肯定的評価94%) ・3.8(人権教育実践スキルアップ講座：3以上の 肯定的評価100%) ・3.8(人権教育セミナー：3以上の肯定的評価 99%) ・共通課題研修については、配慮を要する児童 生徒理解や自分のクラスの状態に応じた適切な 指導法を取り入れた学級経営によって、誰もが 安心安全な学級、学校につながる事が再認識 され、早速、実践に生かしたいという意見や感想 が多く見られた。 ●学校内で核となる、中堅期に求められる人権 感覚の向上につながる研修を今後も続ける必要 がある。	令和5年度の取組	・受講者アンケート「人権感覚の向 上や人権教育の推進につながる内 容でしたか」の項目について、評価 平均3.5以上(4件法)

2 小学校以降の学校教育の取組

令和4年度12月末現在

組織的・継続的な取組とその点検・評価

【取組の指針】

教職員が一体となって人権教育に取り組むための推進体制を確立し、PDCAサイクルに基づいた点検・評価を定期的に行い、地域学校協働本部等の活動などを通して地域との連携・協働を推進する。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和5年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
34	<p>生徒指導主事会(担当者会) (人権教育・児童生徒課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実() ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 県内すべての生徒指導担当者、生徒指導主事対象に、問題行動等の未然防止の取組に重点をおいた開発的・予防的な生徒指導の推進等についての研修の実施。</p>	<p>◇生徒指導上の諸課題等の未然防止の視点に立った開発的・予防的な生徒指導や、解決に向けた対処的な生徒指導が、各学校において組織的に実践されるように、生徒指導主事(担当者)の実践力やマネジメント力の向上につながる研修を実施するとともに、高知夢いっぱいプロジェクト推進事業の成果及び先進的理論・実践を普及する。</p> <p>◆生徒指導主事会(担当者会)(5月)を小・中・義務教育学校はオンライン研修、高等学校・特別支援学校は集合研修で実施し、各学校の生徒指導主事(担当者)に開発的・予防的な生徒指導、対処的な生徒指導でのPDCAサイクルでの検証・改善に焦点をあてた協議を行い、数値指標を定め、それに基づく点検の重要性について確認した。また、それぞれの学校の日常的な取組や方法を検討し、自校で提案、実践することを依頼した。10月開催の小・中・義務全全ての生徒指導担当者・生徒指導主事を集めた地区別の会では、生徒指導提要改訂に至った経緯を踏まえ、これからの生徒指導の在り方について協議を行い、全ての子どもに対して、基盤となる「積極的な生徒指導」を教職員全員でやっていくことの重要性を確認した。</p>	<p>○オンライン研修時(5月)に、PDCAサイクルを回せる取組の計画書を作成してもらい、その実践について10月末開催の地区別生徒指導主事(担当者会)にて振り返った。</p> <p>○ヤングケアラーの概念や不登校担当教員(者)との連携の重要性を周知することができた。</p> <p>○昨年度は5月の主事会(担当者会)をオンラインで開催にしたため、情報交換の機会がなく深まりの弱さを感じると共に、各学校の取組の実態を把握しづらかったが、今回はオンライン開催や集合研修にしたため、協議により互いの良さを知り、各校の実践に生かす機会を設けることができた。</p> <p>●オンライン開催の場合、所管説明が長いと聞くと側の集中がなかなか持たないところがある。</p> <p>●働き方改革の一環で、研修の実施時間が限られているため、グループ協議が深まる前に終わってしまい、そこに対する不完全感が参加者アンケートに書かれていた。</p>		<p>○生徒指導上の諸課題の現状や傾向について、教職員間で共有され、組織的な取組が機能している。</p> <p>①児童生徒の自尊感情や自己有用感を育む開発的な生徒指導の視点を学校・学級経営や授業づくり、学校行事等の取組に位置づけて組織的に実施している学校の割合：小中高100%</p> <p>②問題行動等の早期発見・早期対応に向けた、組織的な生徒指導を十分行っていると回答した学校の割合：小中高40%以上</p> <p>③生徒指導の改善につなげるために、PDCAサイクルに基づく検証・改善を十分行っていると回答した学校の割合：小中高35%以上</p>

3 社会教育の取組

令和4年度12月末現在

家庭教育における人権教育・啓発の推進

【取組の指針】

研修や体験活動、交流活動等様々な機会を通して、保護者が人権感覚を高めるための取組の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和5年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
13-4	<p>人権教育推進事業 PTA人権教育研修への支援 (人権教育・児童生徒課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 PTAが人権尊重の理念や人権課題に関する知識や人権感覚を向上する環境をつくるため。</p>	<p>◇PTA人権教育研修への支援 PTA会員等が、喫緊の人権課題や社会の変化に伴う新たな人権課題に対する理解と認識を深めることをめざし、PTAが実施する人権教育研修会等を支援することで、地域ぐるみで子どもを見守る体制づくりにつなげる。</p> <p>◆研修の実施 ・5校(インターネットによる人権侵害2、子ども1、災害と人権1、新型コロナウイルス感染症に関わる人権侵害1)(12月末)</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症対策を取りつつ、ペアやグループでの意見交流を毎回、行うなど参加型の研修になるよう工夫できている。</p>		<p>各学校やPTA等において、人権尊重の理念や個別の人権課題に関する研修を実施することで、大人の人権感覚が高まっている。</p> <p>・人権教育・児童生徒課による支援 PTA:15校以上</p>

3 社会教育の取組

令和4年度12月末現在

ライフステージに応じた学習機会の提供・充実

【取組の指針】

地域やPTAの活動と連携し、住民のニーズに応じた人権に関する学習の機会や、若者の修学や就労に向けた取組の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和5年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
13-5	<p>人権教育推進事業 高知縣市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会(人権教育・児童生徒課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 人権尊重の理念や人権課題に関する知識、人権感覚を醸成を図る。市町村の人権施策の取組を支援する。</p>	<p>◇高知県人権施策基本方針―第2次改定版―の基本理念に基づき、人権が尊重される社会づくりを推進するため、他県の実践報告や県と市町村の情報交流などを通じ、人権施策の実施などにおいて連携を図るとともに、市町村の取組を発展させる。</p> <p>◆第1回 東部:5/12 中部・高知:5/18 西部:5/25 ・人権・男女共同参画課、県教委、人権啓発センターの主な事業施策について、説明する時間を確保し、県の施策を周知した。また、市町村の実践発表を行い、人権が尊重される社会づくりに向けた人権啓発の取組を協議するとともに、今年度の市町村の取組の交流を図った。 参加:29市町村55名 東部:8市町村12名、中部・高知:16市町村31名、西部:5市町村12名</p> <p>◆第2回(令和5年1月27日予定)</p>	<p>○県の事業施策の説明時間を十分確保することで、県と市町村の情報交流を深めることができた。</p> <p>○各市町村部署における事業や取組について、PDCAシートの作成を依頼し、そのシートをもとに、各事業がブラッシュアップするよう交流、協議を行うことができた。</p> <p>●個別の人権課題についての知識理解を深める時間を確保できなかった。</p>	令和5年度の取組	<p>・市町村の担当者が、人権教育・啓発の事業や取組について企画・運営し、取組の充実を図っている。</p> <p>・市町村の担当者が、人権尊重の理念や個別の人権課題についての知識や人権感覚を醸成する研修を企画・運営することができる。</p>

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和5年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
42	<p>若者の学びなおしと自立支援事業 (生涯学習課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実() ・人権感覚の育成()</p> <p>○位置付けの理由 様々な理由により学校に通うことができず、結果としてニートやひきこもり傾向にある若者に対し、修学や就労に向けた支援を行う。</p>	<p>◇中学校卒業時や高等学校中途退学時の進路未定者、ニートやひきこもり傾向にある若者、及び就職氷河期世代(概ね40歳代)のうち長期間無業であった方やひきこもり傾向にある方に対して、修学や就労に向け支援を行うことで、社会的自立を促進する。</p> <p>◆若者サポートステーションによる支援 ・R4年度支援実績(11月末実績) 新規登録者数:197名 利用登録者数:469名 進路決定者数:128名</p> <p>◆支援体制の周知 ・地区別連絡会・高等学校担当者会6地区実施143名(5~7月) ・県立高等学校への「はばたけネット」の説明(県立校長会・進路指導主事会・教務主任会:4月)</p> <p>◆多様な支援対象者の状況に応じた支援の充実 ・「就職氷河期世代支援に携わる支援者研修会-若者はばたけプログラムを活用して-」研修会の実施 講座Ⅰ(8月2日):参加者32名 講座Ⅱ(9月2日):参加者35名 講座Ⅲ(10月14日):参加者37名</p> <p>◆市町村教育委員会への中学校卒業時進路未定者の進路及び支援状況の確認(私学除く) R4.9月状況調査:12市町村28名</p>	<p>○地区別連絡会と高等学校担当者会をまとめて開催し、グループ協議の時間を拡大して学校や福祉機関などの支援関係者がそれぞれの機関の取組状況や支援対象者に関わる際の課題等を共有するなど連携を深めた。支援対象者にとって、状況に応じた相応しい支援機関につながるような連携体制づくりにつながった。</p> <p>○「就職氷河期世代支援に携わる支援者研修会-若者はばたけプログラムを活用して-」研修会を開催し、グループによるロールプレイなどにより、様々な状況を抱える支援対象者が有効な支援を受けられるよう、支援者のスキル向上が図られた。</p> <p>●地区別連絡会への学校関係者の参加は全体では若干増加はしたものの、地区によっては減少した。支援対象者を一人でも多く支援機関につなぐことができるよう、私立学校も含め、より一層学校からの参加を呼びかける必要がある。</p>		<p>○一人でも多くの社会的自立に困難を抱える支援対象者が、支援機関の支援を受けて修学・就労などによる社会的自立が実現している。</p> <p>・若者サポートステーション利用者の進路決定率(単年度)40%以上</p>

3 社会教育の取組

令和4年度12月末現在

指導者等の養成

【取組の指針】
市町村における社会教育担当者の企画・運営力が高まる研修や、市町村間のネットワークの充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和5年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
13-6	<p>人権教育推進事業 ・社会教育主事等研修 (人権教育・児童生徒課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 人権尊重の理念や人権課題に関する知識、人権感覚を醸成を図る。市町村の人権施策の取組を支援する。</p>	<p>◇外部講師による事例研修を中心に、専門的知識の向上及び研修会等の企画・立案に向けたファシリテーション技術の習得により、担当職員の資質向上を図る。</p> <p>◆開催:8/31 ・研修1:講演・演習 人権課題:「インターネットによる人権侵害」 講師:公益財団法人反差別・人権研究所みえ 代表 松村 元樹さん ・研修2:グループ演習:「参加型研修」 (「インターネットによる人権侵害」についての演習)</p> <p>参加:20市町村及び関係部署 41名</p>	<p>○生涯学習課と合同で開催し、実体験を基にした講話により、市町村の職員にとって、インターネットによる人権侵害をはじめとする様々な人権課題についての理解を深めるとともに、人権感覚を磨き続けることの重要性等を再認識することができた。</p> <p>○演習については、「インターネットによる人権侵害」についての近年の現状等について説明するとともに、具体的な事例をもとにグループで協議することにより、参加者が主体的に学び合える研修となった。</p> <p>●今年度は、新型コロナウイルス感染症対策をとり、集合研修により開催したが、参加者数が若干減少した。参加者が増加するよう研修内容や研修形態を工夫するとともに、社会教育主事等への参加をより促したい。</p>		<p>・市町村の人権教育・啓発及び社会教育担当者等が、人権尊重のまちづくりを推進するために、専門的知識を身に付けるとともに、研修会等の企画・立案に向けたファシリテーション技術の習得により、担当者の資質向上を図る。</p>

就学前教育、学校教育、社会教育の連携・協働

【取組の指針】

就学前教育、学校教育、社会教育が連携し、ともに子どもを育成するという視点に立ち、地域に開かれた保育所・幼稚園等、学校をつくっていく取組を推進する。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和5年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
50	<p>高等学校における特別支援教育の推進 (特別支援教育課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実() ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 障害等の有無に関わらずすべての生徒が地域社会の中で円滑に学びつ、卒業後に社会的・職業的に自立することを保障するための事業</p>	<p>◇発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒の卒業後の進路保障と社会参加に必要な力を確実に身に付けることができるよう、通級による指導の充実を軸に高等学校における特別支援教育の推進を支援し、各学校における取組の充実を図る。</p> <p>◆センター校(高知北高等学校)を中心に高等学校における通級による指導の充実に向けた取組を推進</p> <p>・高等学校の特別支援教育学校コーディネーターに対する研修会の実施(5月 49名参加)</p> <p>・通級による指導担当教員間の協議の実施(年間3回のうち1回実施)</p> <p>・遠隔通信による教職大学院教授への相談室の設置(6月～)</p> <p>・高等学校における通級による指導研究大会の開催(7月 50名参加)</p> <p>・高等学校における通級による指導啓発のためのリーフレットを作成し、配付する。</p>	<p>○担当教員の専門性の向上につながるよう、遠隔通信による教職大学院教授へのオンライン相談室を開設した。</p> <p>○高等学校の特別支援教育学校コーディネーターに対する研修会を実施し、通級による指導実施校以外においても特別支援教育の推進について、理解啓発を行った。</p> <p>●高等学校における通級による指導の啓発リーフレットの配付検討</p> <p>●高等学校における特別支援教育の推進の一環として、通級による指導実施校以外において、通級による指導について理解を広めていくことが課題である。</p>		<p>○高等学校において、発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒に対する指導支援の実施モデルが確立され、各学校の特色を活かしながら卒業後の進路保障と社会参加に向けた取組が組織的に実施されている。</p> <p>・学校経営計画において、校内支援会の日程、回数その他に特別支援教育に関する取組を記載している高等学校 100%</p> <p>・通常の学級に在籍する生徒のうち、特別な支援が必要と考えられる生徒について、個別的教育支援計画を作成している高等学校 100%</p>